

監 事 監 査 報 告 書

令和元年 5 月 31 日

学校法人伝香寺学園
理事会 評議員会 御中

学校法人伝香寺学園

監事 吉岡孝夫



監事 森井智子



私たちは、学校法人伝香寺学園の監事として、私立学校法第 37 条第 3 項及び、同学園寄付行為 7 条 2 項の規定に基づき、同学園の平成 30 年度（平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日）における業務ならびに財産の状況について監査を行いました。私たちは監査にあたり、公認会計士の現地調査日に出席し、理事長から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類を閲覧し、事業報告書及び計算書類等の監査手続きを実施いたしました。

監査の結果、学校法人伝香寺学園の業務ならびに財産の状況は適切であり、不正の行為、または法令若しくは寄付行為に違反する重大な事実は認められませんでした。また、財務に関する計算書類等は学校法人会計基準に準拠しており、学校法人伝香寺学園の平成 31 年 3 月 31 日現在の財産状態及び、同日をもって終了する会計年度の経営状態を適正に表示しているものと認めます。

以上